



平成 24 年 12 月 26 日

各 位

上場会社名	株式会社トーエネック
代表者	代表取締役社長 越智 洋
(コード番号	1946)
問合せ先責任者	法務室長 藤田 憲邦
(TEL	052-219-1908)

給水装置工事主任技術者受験申請に関する厚生労働省からの厳重注意について

当社は、平成 24 年 4 月 5 日にお知らせいたしました建設業法上の資格取得申請に係る不正行為（以下「本件不正行為」といいます。）のうち、給水装置工事主任技術者に関して、本日、厚生労働省への資格返上手続きを完了しました。

これに対して、同省健康局水道課より、本日付で文書による厳重注意を受けましたので、お知らせいたします。

お客さまや株主・投資家の皆さまにはご迷惑・ご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、本件不正行為に関する再発防止を進めておりますが、今回の厳重注意を厳粛に受け止め、二度と同様の事象を発生させることのないよう、引き続き再発防止を徹底してまいります。

1 事実内容

当社における給水装置工事主任技術者※資格保有者 72 名のうち 19 名が、受験申請時に必要な実務経験要件を充足せずに申請・受験し、資格を取得していました。ただし、当該 19 名が、給水装置工事主任技術者資格が必要な給水装置工事に従事したケースはありません。

※ 給水装置工事事業者が水道事業者から水道法に基づく指定を受けるために必要な資格です。その職務は、(1)給水装置工事に関する技術上の管理、(2)給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督、(3)給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法令で定める基準に適合していることの確認、などです。

当社は指定給水装置工事事業者ではありませんが、電気工事の施工に伴い協力会社に給水装置工事を発注した場合に、その施工状況を確認するための知識習得を目的として、この資格の取得を奨励しております。

2 厳重注意の受領

当社は、4 月に厚生労働省に上記 1 の事実を報告し、同省の指導のもと資格返上手続きを進めていましたが、本日、該当者 19 名の資格を返上いたしました。

これに対して、本日、同省健康局水道課より、会社として虚偽の実務経験証明書を発行したことおよびこれに基づき当社従業員が不正に受験申請し、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けていたことに対して、文書による厳重注意を受けるとともに、今後、同様の事例の再発防止策等に万全を期すよう求められました。

なお、今回の厳重注意は 4 月から進めてきた資格返上に係る措置であり、新たに不正が発覚したものではありません。また、これによる当社の業績への影響はありません。

以 上